

石巻市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

令和5年10月5日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

決 定 書

第1 請求人

住所 <略>

氏名 ●●●●

住所 <略>

氏名 ●●●●

第2 請求の要旨

令和4年6月1日仙台高等裁判所において、令和●年(ネ)第●●●号損害賠償請求控訴事件の判決(以下「本件高裁判決」という。)があり、石巻市議会が違法に請求者●●●●(以下「請求人●●」という。)の名誉を損する行為により損害を加えたことから、1審2審及び上告に係る訴訟代理業務に係る着手金等及び慰謝料について、国家賠償法(以下「国賠法」という。)第1条第2項の規定に基づき、石巻市長は名誉棄損の行為を行った28人の石巻市議会議員(以下「市議」という。)に求償権を有しており速やかに求償すること。

※ 上記請求の要旨については、令和5年9月7日の請求人陳述において、請求人の添付資料2(本件高裁判決)のとおり、請求人に確認のうえ、事件名等一部文言を訂正した。

第3 要件審査

本件請求は、令和5年8月9日に提起され、監査委員は、同年8月21日に要件審査を行い、この時点においては、本件請求が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を備えているものとして、監査を実施することを決定した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和5年8月9日から同年9月28日まで

2 監査対象の部署

総務部総務課

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

令和5年9月7日に請求人の陳述を聴取した。

請求人から同年8月30日付けで追加の証拠書類を受けた。

4 弁明書及び証拠の提出

令和5年8月31日付けで市長から弁明書及び証拠書類を受けた。

同年 9 月 1 2 日に弁明書を一部訂正する証拠書類を受けた。

5 関係人の陳述

令和 5 年 9 月 7 日に担当部署職員である総務部長、総務課長並びに法制企画官、総務課長補佐の陳述を聴取した。

第 5 監査の結果

1 主文

本件請求を一部却下し、その余の請求を棄却する。

2 理由

(1) 国賠法第 1 条の規定

ア 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる(1 項)。

イ 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する(2 項)。

(2) 認定事実

ア 本件高裁判決等の経緯

石巻市議会は、本会議における令和 2 年 2 月 2 5 日から同月 2 7 日までの請求人●●(当時の市議)の言動が第 1 3 2 条(無礼の言葉の禁止)、石巻市議会会議規則第 1 3 9 条(品位の尊重)、第 1 4 1 条(議事妨害の禁止)に違反するなどして、法第 1 3 4 条に基づき、同年 3 月 1 0 日、本会議に出席していた市議全員(請求人●●と(法第 1 1 6 条の規定に基づき)議長を除く)の賛成により、請求人●●を同日から同月 1 7 日までの 8 日間の出席停止とする懲罰の決議を可決した(以下「本件懲罰措置」という。)

また、石巻市議会は同年 5 月 1 3 日発行のいしのまき議会だより No. 6 4 において、請求人●●に対して本件懲罰を科したことを記載し、石巻市の全戸に配布した(以下「本件配布行為」という。)

請求人●●は、石巻市を被告として、本件懲罰措置が違法であることから、国賠法第 1 条第 1 項に基づき、慰謝料 2, 5 0 0 万円等の支払を求める損害賠償請求訴訟を仙台地方裁判所へ提起した。

令和 3 年 4 月 2 7 日付け、仙台地方裁判所判決(令和●●年(ワ)第●●●号損害賠償請求事件)(以下「本件地裁判決」という。)は、本件懲罰措置等を適法であるとし、請求人●●の請求をすべて棄却した。

その後、請求人●●は原判決を 3 0 0 万円の限度で不服として同額と遅延損害金の支払を求めて控訴を提起したところ、本件高裁判決は、本件懲罰措置等に国賠法第 1 条第 1 項の適用上違法な点があるとして、その慰謝料として 4 0

万円が相当であり、また、本件配布行為も違法であって、その慰謝料として 80 万円が相当であると判断した。

以上、合計 120 万円の限度で請求人●●の請求を認めた。

石巻市は、令和 4 年 6 月 14 日付けで最高裁判所に対して上告、上告申立てしたものの、最高裁判所は同年 12 月 8 日付けで上告を棄却、上告審として受理しなかった。

イ 被告訴訟代理人への着手金等の支払について

石巻市は、被告訴訟代理人らに対し、本件訴訟委任に係る弁護士費用(以下「本件弁護士費用」という。)として、以下のとおり合計 233 万 7,600 円を支出した。

(ア) 令和 2 年 7 月 31 日、仙台地方裁判所令和●年(ワ)第●●●号損害賠償請求事件訴訟代理業務委任契約に係る着手金として、88 万円。

(イ) 令和 3 年 7 月 12 日、仙台高等裁判所令和●年(ネ)第●●●号損害賠償請求控訴事件訴訟代理業務委任契約に係る着手金として、55 万円。

(ウ) 令和 4 年 6 月 27 日、損害賠償請求上告兼上告受理申立事件(原審 仙台高等裁判所令和●年(ネ)第●●●号損害賠償請求控訴事件)に係る裁判関係費用として、2 万 7,600 円。

(エ) 令和 4 年 6 月 27 日、損害賠償請求上告兼上告受理申立事件(原審 仙台高等裁判所令和●年(ネ)第●●●号損害賠償請求控訴事件)に係る訴訟代理業務委任契約に係る着手金として、88 万円。

ウ 本件高裁判決による慰謝料の支払について

石巻市は、訴訟代理人を経由して請求人●●に対し、本件高裁判決による慰謝料(以下「本件慰謝料」という。)として、以下のとおり支出した。

令和 4 年 12 月 23 日、令和●年(ネ)第●●●号損害賠償請求控訴事件に係る損害金・利息として、129 万 6,295 円。

エ 市議の死亡による本件懲罰措置と本件配布行為に関わった議員数について

令和 5 年 7 月 29 日、本件懲罰措置と本件配布行為に関わった●●●●市議の死亡を確認した。

したがって、請求人らの請求時点での本件懲罰措置に賛成した市議は 27 名で、本件配布行為に関わった市議は 28 名である。

(3) 監査委員の判断

ア 本件弁護士費用の求償について

請求人●●らは、石巻市に対して国賠法第 1 条 2 項に基づき求償した本件弁護士費用について求償権を行使すべきであるのに、これを怠っているとして、石巻市が本件懲罰措置と本件配布行為に関係した市議に対して、本件弁護士費

用合計233万7,600円を求償するよう求めている。

しかしながら、国賠法第1条第2項は、同条第1項により国又は公共団体が被害者に損害の賠償をした場合において、故意又は重大な過失がある公務員に対して求償権を有することを規定したものであるから、同条第2項に基づき求償することができるのは、公共団体が被害者に対して賠償した損害に限られる。国又は公共団体が国家賠償請求訴訟について訴訟委任をしたことにより支出した弁護士費用は、被害者に対して賠償した損害ではないから、同項の求償権の対象の範囲外である。国家賠償請求訴訟は、国又は地方公共団体を被告とする訴訟である以上、国家賠償請求訴訟に対して応訴するか否かの決定権を有するのは国又は地方公共団体であるから、国又は地方公共団体がその判断により弁護士に訴訟委任をして応訴した場合には、当該弁護士に対する訴訟委任により支出した弁護士費用は国又は地方公共団体が自らのための費用としてこれを負担すべきである。仮に、国家賠償請求訴訟に敗訴したからといって、国又は公共団体が支出した弁護士費用を公務員個人に負担させるべきものということとはできない。これと異なる前提に立つ請求人らの主張は失当である。

したがって、本件については、求償権の行使を認めることができない。

よって、不適法な請求であるから、主文のとおり却下する。

イ 故意又は重大な過失の検討について

国賠法第1条の規定から、関わった市議に対し、本件慰謝料129万6,295円の求償を請求できるのは、上記市議が違法な処分を科したことについて、故意(本件出席停止処分が違法であることを知りながら同処分を科した。)又は重大な過失がある(本件出席停止処分が違法であることを知らないで同処分を科したことに重大な過失がある。)場合でなければならない。

そこで、上記市議が違法な本件処分をするに当たり、上記意味での故意又は重大な過失があったか否かについて検討する。

本件懲罰措置に賛成した市議27名、本件配布行為に関わった市議28名については、石巻市に対する国賠法第1条第2項の所定の求償金支払に関する責任が問題となる。

仙台高裁は、請求人●●には問題となり得る言動が認められるものの、これらの言動により議事妨害の悪影響が実際に生じたとはうかがえないこと、控訴人に対して本件以前に同種行為により懲罰が課されたことがないことに加え、出席停止の懲罰が公選の議員に対して議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を不可能とさせる重大なものであることや議会における発言の自由を確保する必要性を考慮すると、本件懲罰措置以後の会期の全期間となる8日間の出席停止を定めた本件懲罰は、懲罰対象行為の一部につき事実上の基礎を欠き、一部の行為については評価が著しく不当で、懲罰内容も

不相当に過重なものであって、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと いわざるを得ず、本件懲罰措置は国賠法第1条第1項の適用上違法であって、その慰謝料としては40万円が相当であり、また、違法な本件懲罰措置を記載した本件議会だよりを石巻市の全戸に配布し、控訴人の名誉を棄損した本件配布行為も国賠法第1条第1項の適用上違法であって、その慰謝料としては80万円が相当であると判断している。

以上のように、本件懲罰措置と本件配布行為は、仙台高等裁判所で違法と判断され、最高裁判所でもその判断が維持されたまま、本件懲罰措置と本件配布行為に係る損害賠償責任が確定している。

しかし、本件地裁判決では、請求人●●は市議会の本会議において無礼の言葉を使用しており、請求人●●には懲罰理由が存在していたし、石巻市議会が懲罰として出席停止処分を選択したことが、石巻市議会に与えられた裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用したものとは認められないとして、本件懲罰措置は適法と認定されている。本件配布行為についても、原告の社会的評価を低下させるなどの態様、方法によって本件懲罰措置を公表したものとは認められない。また、既に認定した事実によれば、本件議会だよりに記載された事実はすべて真実と認められるから、仮に本件配布行為によって原告の社会的評価が低下したとしても、本件配布行為が国賠法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負わないと認定されている。

しかも、本件懲罰措置と本件配布行為を違法であると認定した本件高裁判決でさえ、本件懲罰措置の理由となった事実をすべて認定され、それらのうち4分の3にあたる範囲で当該事実が法令に抵触し得ることは認めているのである。

以上の事実を照らせば、本件懲罰措置に賛成した市議27名、本件配布行為に関わった市議28名には、違法な懲罰措置を決議したことについて、国賠法第1条第1項所定の過失があったとしても、国賠法第1条第2項所定の故意や重過失があったと認めることは困難である。

すなわち、本件懲罰措置に賛成した市議27名、本件配布行為に関わった市議28名について、本件懲罰措置が違法であることを知りながら、同処分に賛成の決議をしたこと(故意)や、本件懲罰措置が違法であることを知らないで同処分に賛成の決議をしたことに重大な過失があった(重大な過失)と認定することはできない。

ウ 結論

したがって、石巻市長は、最高裁判所で本件懲罰措置と本件配布行為の違法が確定した時点でも、本件懲罰措置に賛成した市議27名、本件配布行為に関わった市議28名に対し、市が支払った本件慰謝料129万6,295円の求

償権を行使しなかったことが、違法、不当であったとは認められない。

よって、本件住民監査請求には理由がないので、法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

なお、監査委員渡辺拓朗は、法第199条の2の規定により除斥された。

令和5年9月28日

石巻市監査委員 堀内 賢市

石巻市監査委員 清水 俊雄